令３医務保険第８８６号

令和４年(2022年)１月２０日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

社会機能の維持に向けた濃厚接触者の取扱いについて

平素より、本県の保健医療行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、オミクロン株による全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、先般、国から、感染急拡大時における社会機能維持に向けた濃厚接触者の業務への従事に係る対応が示されたところです。

これを踏まえ、山口県新型コロナウイルス感染症対策本部において、濃厚接触者の待機期間等について、添付資料のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

　※以下の県ホームページにも同様の資料をアップロードしています。

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kansensyou/202201180001.html

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939